

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会 第5回会合

議事要旨

日時：平成30年1月25日（木）14時00分～15時30分

場所：航空会館501会議室（東京都港区新橋1-18-1）

出席者：（※は共同事務局）

【政府関係】

- ・環境省自然環境局野生生物課 ※
- ・経済産業省製造産業局生活製品課 ※
- ・経済産業省貿易経済協力局野生動植物貿易審査室
- ・警察庁生活安全局生活経済対策管理官
- ・外務省国際協力局地球環境課
- ・財務省関税局業務課
- ・文化庁文化財部美術学芸課

【民間関係】

- ・日本象牙美術工芸組合連合会 ※
- ・ヤフー株式会社 ※
- ・違法情報等対応連絡会（一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)、一般社団法人テレコムサービス協会(テレサ協)、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(JCTA)）
- ・株式会社ディー・エヌ・エー
- ・KDDI コマースフォワード株式会社
- ・公益社団法人全日本印章業協会
- ・全国印判用品商工連合会
- ・全国質屋組合連合会
- ・全国邦楽器商工業組合連合会
- ・東京都古物商防犯協力会連合会
- ・トラフィック¹

【有識者】

- ・岩手県立大学 金子与止男教授
- ・東京女子大学 石井信夫教授

¹ 厳格に管理された狭い例外を除く国内取引の停止を求める立場で当協議会に参加。

議題

1. 協議会参加機関の追加等について
2. 改正種の保存法の施行に向けた関係政省令の整備について
3. ワシントン条約第 69 回常設委員会の結果と今後の対応
4. その他

議事概要

1. 協議会参加機関の追加等について

事務局から、全国邦楽器商工業組合連合会、文化庁文化財部美術学芸課及び KDDI コマースフォワード株式会社の新規参加並びに楽天株式会社の脱退について報告された。

2. 改正種の保存法の施行に向けた関係政省令の整備について

環境省から、資料 1 により、本年 1 月中を目途として公布を予定している 2 つの政令（改正法施行期日令・種の保存法施行令）案及びその後の公布を予定している特定国際種事業に係る届出等に関する省令案のうち、象牙関連部分について改正内容等が説明された。また、本年 3 月、環境省及び経済産業省合同の事業者向け説明会を全国のブロックごとに開催予定である旨説明された。

3. ワシントン条約第 69 回常設委員会の結果と今後の対応

(1) 環境省から、資料 2 により、昨年開催されたワシントン条約第 69 回常設委員会における、日本の象牙に関する議論概要及び合意内容について説明された。また、同委員会における ETIS（ゾウ取引情報システム）方法論に係る議論について情報共有された。

経済産業省から、同委員会において、日本から中国へ輸出された象牙が中国において差し止められる事例に言及した国があったことが紹介されるとともに、それらの事例はデータの精査を要するものであることが指摘された。

外務省から、本年 10 月に開催される次回第 70 回常設委員会では、日本の象牙取引管理のための取組を報告することになっていること、また、同時期にロンドンで開催される「野生動植物の違法取引に関する国際会議」においても象牙の問題が議論されることが見込まれることから、両会議に向けて、本協議会の下で関係主体の連携により行われる取組を我が国として十分に示せるよう、本協議会でしっかりと議論を行っていく必要があることが指摘された。

(2) トラフィックから、資料 3 により、昨年 12 月に公表された報告書（『IVORY TOWERS 日本の象牙の取引と国内市場の評価』）の概要について説明された。

これに対し、参加者からは、違法輸出や違法取引に対する対策が必要であることについて賛同の意見が出された。一方で、報告書の内容については、複数の参加者から異論も述べられた。日本の象牙取引については国内外から高い関心が寄せられていることから、法律改正や業界の自主的対策により市場の適正化に取り組んでいることを含め全体を捉えつつ、誤解を生まないよう正確な情報発信に努めることが重要との意見が出された。さらに、持続可能な利用の観点のもと、国内象牙市場を閉鎖することによるアフリカゾウの保全に与える負の影響が指摘された。

経済産業省から、古物商等に対し、昨年12月に、警察庁を通じて象牙の取引管理制度の周知を行い、また、報告書に記載された骨董市主催者に対し、出店者の届出の有無の確認や無届出事業者の排除等を要請した旨説明された。また、象牙の違法輸出に関しては、税関とも連携しつつ、中国当局との協力を検討しているところである旨紹介するとともに、海外に持ち出す可能性が高い訪日観光客向けの販売について事業者への周知を強化していきたいと考えるので、別途関係者と相談したい旨の説明があった。

4. その他

環境省から、昨年8月より開始している象牙在庫把握キャンペーンについて説明された。外務省から、アフリカゾウ原産国における密猟対策支援として平成28年度に引き続き今年度も資金提供を行う予定である旨説明された。

お問い合わせ先

環境省自然環境局野生生物課

電話：03-5521-8283

FAX：03-3581-7090

経済産業省製造産業局生活製品課

電話：03-3501-1089

FAX：03-3501-6793